

平成 29 年度第 3 回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について

平成29年度第3回特別部会で委員からいただいた御指摘等に対する対応は、次のとおりである。

項目	指摘、意見等	対応
施設更新時の 手続の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽施設を壊す際も、環境配慮を進めるという意味で、壊すアセスメントというのは重要なテーマの一つである。更地にするだけでもアセスメント対象とすることを検討したほうがよい。(柳委員) ・本事業が始まる前に壊してしまい、アセスメントの手続対象にならないのは問題ではないか。規定の見直しが必要ではないか。(奥委員) ・解体と設置の間が、どれくらいの期間であれば、一体としてアセスメントを行うのか。(藤倉委員) ・解体そのものをアセスメントで扱うかどうかは、更新の議論の中ではなく、対象事業として何を今後入れていくべきかの議論の一環として検討してはどうか。(藤倉委員) 	<p>現行の技術指針の解説では、設置等の事業の実施前までに行う解体工事の環境影響要因は抽出する必要はないとしている。</p> <p>事業者の計画において解体と設置を一体で行うとする場合には、解体のアセスメントを行っているが、解体と設置が一体かどうかは個別の事例による。</p>
事業者のより 主体的な手続 実施の仕組み (審議会への 事業者の出席 について)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について」の資料の「他の自治体の審議会の例では、全ての審議の場に事業者が出席し説明している」の記載について、他の自治体の例では、全て出席してもらわないこともある。「基本的に事業者が出席し説明している」と置き換えたほうがよい。(奥委員) ・中間のまとめ(案)の「事業者に対して意見や説明を求める」の記載について、審議会では図書の審議の説明のために事業者に出席してもらうので、「事業者に対して説明を求める」と修正したほうがよい。(柳委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見のとおり、前回の配布資料を修正し、都のホームページには修正版を掲載した。 ・御意見のとおり、中間のまとめ(案)の表記を修正する。

<p>その他 (アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の方法は、現在、法アセスメント図書を公表している方法と同じく、事業者のホームページとリンクさせて、都のホームページで見られるようにすればよいのではないか。(柳委員) ・リンクが切れることがよくあるので、少なくとも評価書とその附属資料については、縦覧期間後の公表を都が行うことが望ましい。(藤倉委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧期間中とそれ以後もリンク切れがないよう安定して掲載するために、都が公表する方向で調整していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国も公表における著作権法上の問題などを検討している。成果等を共有しながら、国と一緒にやっていくことが望ましい。(柳委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省は、平成30年4月から縦覧期間後の図書のウェブ公開を開始することを発表した。著作権への留意などの取扱いも参考にしながら、都における実施を目指していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような案件の資料があるのかを、ウェブ上ですぐに検索できるようにするなど、利便性向上のためにできることがあるのではないか。(奥委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都のウェブ上では、対象事業を種類別、地域別、事業者名別にリスト化している。今後も引き続き、手続の状況や作成された図書について、現行システムを活用した分かりやすい情報提供に努めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が都の場合は、電子データの提出や公開は情報公開の観点から可能だと思うが、民間の事業者については、電子データの提出を条例で義務付けしておかないと難しいのではないか。(柳委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の取組も参考にしながら、電子データの事業者からの提出や公開に係る手続について検討していく。

環境影響評価制度検討特別部会での検討事項の整理

1 諮問事項

(1) 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

①施設更新時の手続の明確化	
施設の「更新」に係る環境影響評価手続について	H29 第1回、H29 第2回
②事業内容等変更時の手続要件の明確化	
事業内容等の変更時の要件の明確化について	H29 第2回
③その他	

(2) 本制度の運用上の課題の見直し

①事業者のより主体的な手続実施の仕組み	
審議会への事業者の出席について	H29 第2回
②その他	
氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて	H29 第2回
アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討	H29 第3回

2 その他検討事項

- ・ 計画段階アセスメントの課題整理、今後の方向性の検討
- ・ 自主的なアセスメントの制度検討
- ・ 対象事業の追加検討

東京都環境影響評価制度の見直しについて
中間のまとめ（案）

平成 30 年 月

東京都環境影響評価審議会

目 次

第 1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯

第 2 東京都環境影響評価制度の見直しについて

1 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

- (1) 施設更新時の手続の明確化
- (2) 事業内容等変更時の手続要件の明確化

2 本制度の運用上の課題の見直し

- (1) 事業者のより主体的な手続実施の仕組み
 - ア 審議会への事業者の参加
- (2) 氏名等の公表に係る条例規定の見直し
- (3) 環境影響評価図書の電子データ化とその公表のあり方

3 その他

別 表 「更新」の視点での対象事業の整理

参考資料 1 諮問趣旨

参考資料 2 第 19 期東京都環境影響評価審議会・環境影響評価制度検討特別部会 委員名簿

参考資料 3 審議の経過

第1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯

環境影響評価制度（以下「本制度」という。）は、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響をできる限り少なくするための一連の手続の仕組みである。

都では、環境影響評価法の成立に先駆けて、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）を昭和55年に制定した。翌昭和56年の施行以来、これまでに350件を超える案件に適用され、大規模事業が環境に与える影響の低減に大きな成果を上げてきた。

この間、平成14年には、国内初の計画段階環境影響評価制度導入に係る条例改正を行うなど、東京の環境保全を図るため先進的な取組を行ってきた。

現在の都における本制度を取り巻く状況を見ると、本制度の創設から37年が経過し、高度成長期以降に整備し、今後、更新期を迎える施設等の増加が見込まれるなど、変化が生じている。これまで、条例に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、条例の新設等の規定を適用して本制度を運用してきた。しかしながら、本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。

このような背景から、当審議会は、昨年12月に東京都知事から「東京都環境影響評価制度の見直しについて」諮問を受け、以来、環境影響評価制度検討特別部会を設置し、本制度の手続の明確化を中心とした見直しについて専門的見地から検討を行ってきた。

これまでの議論をとりまとめ、「中間のまとめ」として報告する。

第2 東京都環境影響評価制度の見直しについて

1 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

(1) 施設更新時の手続の明確化

【現状と課題】

施設の更新時においては、次の理由から、環境影響評価手続を行う必要がある。

- ① 施設の更新は、新設と同程度の環境への影響を及ぼすおそれがあり、解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあること。
- ② 施設は一度設置されると長期にわたり使用され、設置による環境への影響は将来

にわたって継続することになる。そのため、新設時と同様に、更新時も環境への影響をできる限り少ないものとする必要があること。

- ③ 制度創設時になかった手続の導入や環境影響評価項目の追加など、本制度も見直されてきた。それに合わせた適正な評価手続を更新事業に対しても行う必要があること。

これまでは、条例第2条で定義する対象事業及び個別計画について、その内容及び規模を定める東京都環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）に、施設の新設、増設等の規定はあるが更新についての規定がないため、施設の新設等の規定を適用して手続を実施してきた。

今後、施設の更新の増加が見込まれることから、より適正かつ円滑に環境影響評価手続の運用を図るため、施設の更新が本制度の対象となることを明確化する必要がある。

【今後の方向性】

施設の更新については、次のとおり明確化することが適当である。

ア 更新の定義を新たに定める。

条例及び施行規則には、更新についての規定がないことから、まず更新の定義を置くことが適当である。

規定に当たっては、「更新とは、既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）と同一敷地内で、既存の施設の全部又は一部の除却及び当該施設と同一種類の施設の設置をする行為をいう。ただし、補修工事等施設の保全のために行うものその他知事が認めるものを除く。」など分かりやすいものとするのが適当である。

イ 更新の要件を対象事業の種類ごとに新たに定める。

対象事業ごとの考え方の詳細は、別表「更新」の視点での対象事業の整理」に示す。

更新の規模要件については、更新は、既存施設の解体工事を除けば、新設等と同じ形態の行為であることから、新設等の規模要件と同じ規模で定めることが適当である。ただし、道路や鉄道の更新については、改築や改良の一形態といえることから、これらの規模と同じ規模で定めることが適当である。

なお、対象事業のうち、更新が想定できないもの、現在都内に該当する施設がないもの及び個別施設の更新が対象になり得ないものについては要件を定める必要はない。

ただし、現在都内に該当する施設がない対象事業について、今後、該当する施設が存在することになった場合には、新設等の規定に準じて、更新の要件を定めるこ

とが適当である。

ウ 更新以外の要件についても併せて必要な見直しを行う。

道路と、鉄道、軌道又はモノレール（以下「鉄道等」という。）とは、それぞれ改築、改良の場合の規模要件を、事業段階環境影響評価では長さ1 km以上、計画段階環境影響評価では長さ2 km以上と定めている。同様の線的開発事業でありながら、鉄道等の改良には、本線路の増設のほか、地下移設、高架移設その他の移設が含まれているのに対し、道路の改築には、車線数の増加のみで、移設は含まれていない。

更新と同様に環境影響を及ぼすおそれがある道路の地下移設、高架移設等についても、鉄道等と同様に、改築の定義に含めて規定することが適当である。

また、バイパス道路について、環境影響評価法施行令が改築の定義に含めていることにならない、条例においても道路の改築に定義することが適当である。

(2) 事業内容等変更時の手続要件の明確化

【現状と課題】

条例第62条、第37条では、対象事業又は対象計画の案の目的又は内容（以下「事業内容等」をいう。）を変更する場合の知事への届出義務を定めている。この例外として、軽微な変更その他規則で定めるものは届出を要しないとしているが、軽微な変更その他規則で定めるものについての具体的な定めがない。

しかしながら、変更届の提出は、事業者にとって一定の負担を伴うため、届出を不要とする要件を明確化することが必要である。

【今後の方向性】

ア 事業内容等の変更

変更届は、事業内容等が変更となった場合に、知事が変更内容を正確に把握し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めるなど、適正な手続の実施を行うために欠かせない。また、変更内容を知事が公表し、都民に対し周知を図ることとしている。

具体的な要件の設定に当たっては、こうした変更届の意義を踏まえつつ設定する必要がある。

11 ページ「事業内容等の変更時の手続について」の図の中に、変更届が不要となる場合の要件として、①から④までの考え方を示している。

「①基本的な諸元の増加が10%未満である変更」又は「②変更後の対象事業について変更前の関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更」に該当しない場合は、環境影響評価法令では手続の再実施を求めていることにならない、

本制度による変更の届出の後は東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）への意見聴取を経て、手続の再実施を求めることが適当である。

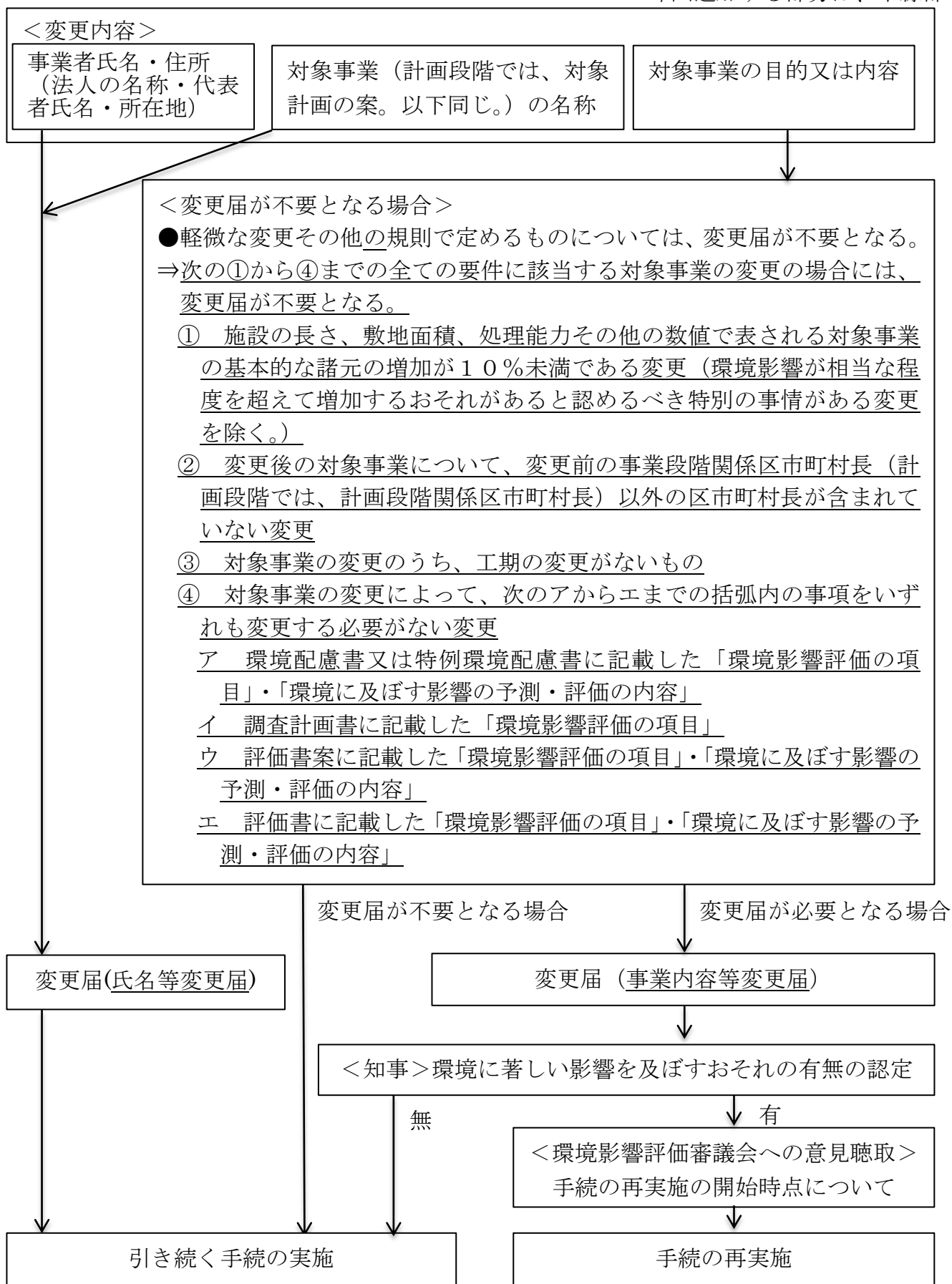
イ 氏名等の変更

条例第 62 条、第 37 条は、事業内容等の変更だけでなく、事業者の氏名若しくは住所又は対象事業の名称（以下「氏名等」という。）の変更があった場合、いずれも特段の区別なく同一の様式で変更の届出を提出することになっている。

氏名等の変更は、環境影響評価手続の再実施に関わらないため、事業内容等の変更届とは別の様式により届出を求め、そのまま引き続く手続を実施するように運用することが適当である。

事業内容等の変更時の手続について

今回追加する部分は、下線部



2 本制度の運用上の課題の見直し

(1) 事業者のより主体的な手続実施の仕組み

ア 審議会への事業者の参加

【現状と課題】

審議会は、環境影響評価図書（以下「図書」という。）に係る審査意見書の作成について、知事の諮問に応じ答申を行う権限を有している。

他の自治体の例では、事業者が、審議会において事業内容等を説明しているが、都の場合、条例や施行規則に審議会への事業者の出席等に係る規定がなく、説明から審議会委員との質疑対応までの全てを都が担っている。

本制度は、事業者が主体的に環境の保全について適正な配慮を行う手続の仕組みであり、この趣旨からすれば、事業者が事業内容についての説明責任を果たすべきである。

【今後の方向性】

審議会は、事業者に対して審議会への出席、審議会において説明を求めることができることを明文化すべきである。

なお、この規定は、事業者には一定の負担を伴うことや本制度の基本的な事項であることから、条例上に設けることが適当である。

(2) 氏名等の公表に係る条例規定の見直し

【現状と課題】

条例第91条は、事業者が条例に定める手続を行わなかったときに、その氏名及び住所やその事実を公表することを定めている。

この条文は、手続に従わない事実があれば、直ちに氏名等を公表するという直罰的な定め方であるが、他の自治体の例では、氏名等の公表の前に指導や勧告を行い、それでも是正されないときは公表する措置を講じることが一般的である。

都は、これまでも手続の確実な遂行を担保するという趣旨から、より早期に是正を図るために指導や勧告を行うものと解してきたが、現行の規定はこの考え方に即していない。

【今後の方向性】

違反があると認められるときは、氏名等の公表の前に、必要な措置を講じるよう勧告する規定を設けることが適当である。

(3) 環境影響評価図書の電子データ化とその公表のあり方

【現状と課題】

現在公表している図書には、環境配慮書、特例環境配慮書、調査計画書、環境影響評価書案、評価書案に係る見解書、環境影響評価書等がある。

都民等の理解や信頼を得て手続の適正な履行を確保するため、機密情報の取扱いに留意しながら、都は条例に基づき図書を縦覧期間中に縦覧に供するほか、縦覧期間終了後もウェブサイト上での一部公表や紙媒体での図書の貸出を行っている。

しかしながら、公表の方法は紙媒体による図書の縦覧が中心であるため、図書を閲覧する場合は平日に縦覧場所に赴く必要があるなど、利用者への制約が大きい。

【今後の方向性】

手続が適正かつ円滑に履行されるよう努める責務を持つ都は、都民の利便性を考慮し、事業者の同意を得るなど著作権にも配慮した上で、ウェブサイトにも全文を掲載するなどより積極的に図書を公表するべきである。

また、図書は、制度や事業に対する都民等の理解の促進や予測・評価技術の向上などに資するものであることから、縦覧期間中のみならず縦覧期間終了後も、公表する図書の種類・公表期間について必要性を考慮した上で、ウェブサイトに掲載することが望ましい。

3 その他

今回検討した事項以外にも、将来的に制度の改善に向けて検討すべき事項があると考えられることから、最終のまとめに係る審議等も踏まえ、検討を進めていく必要がある。

「更新」の視点での対象事業の整理

注1 今回追加する部分は、下線部
 注2 「事」は事業段階アセスメント、「計」は計画段階アセスメントの要件
 注3 増設と更新を同時に実施する場合、更新部分の規模に増設部分の規模を合算して、更新の規模として算定する。

1 線の開発事業

事業	新設等	増設等	更新
道路の新設又は改築	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」全て その他の道路（4車線以上）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上 	<p>【改築】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」1 km以上※2 その他の道路（4車線以上※3）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」<u>1 km以上※2</u> その他の道路（4車線以上※3）：「事」<u>1 km以上※2 / 「計」2 km以上</u>
<p>※1 「改築」は、車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線、変速車線を除く。）の数が増加すること、<u>新たに道路（改築後の車線の数が四以上であるもの）を設けること又は地下移設、高架移設その他の移設に限る。</u></p> <p>※2 新設、改築又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、<u>軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</u></p> <p>※3 改築又は更新については、改築又は更新の結果4車線以上になるものを含む。</p>			
鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	<p>【建設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」全て / 「計」新幹線を除く全て 	<p>【改良】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。） 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」<u>1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）</u>
<p>※1 「改良」は、本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）、地下移設、高架移設その他の移設に限る。</p> <p>※2 改良又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、<u>軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</u></p>			

事業	新設等	増設等	更新
送電線路の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上かつ長さ1km以上 	<p>【延長・昇圧】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上かつ延長する区間の長さ1km以上 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上に変更（昇圧）かつ変更する区間の長さ1km以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」更新により設置する送電線路の電圧17万V以上かつ長さ1km以上</u>

2 規模要件に敷地面積等が含まれる事業

事業	新設等	増設等	更新
工場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」敷地面積 9000 m²以上又は建築面積の合計 3000 m²以上／「計」敷地面積 18000 m²以上又は建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」増加する敷地面積 4500 m²以上かつ増設後敷地面積 9000 m²以上又は増加する建築面積 1500 m²以上かつ増設後建築面積の合計 3000 m²以上／「計」増加する敷地面積 9000 m²以上かつ増設後敷地面積 18000 m²以上又は増加する建築面積 3000 m²以上かつ増設後建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」更新後の敷地面積 <u>9000 m²以上</u>又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 <u>3000 m²以上</u>／「計」更新後の敷地面積 <u>18000 m²以上</u>又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 <u>6000 m²以上</u>
終末処理場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」敷地面積 5ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」敷地面積 10ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」増加する敷地面積 2.5ha 以上かつ増設後敷地面積 5ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 50 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 <u>5ha 以上</u>又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 <u>100 t/日以上</u>／「計」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 <u>10ha 以上</u>又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 <u>200 t/日以上</u>

事業	新設等	増設等	更新
産業廃棄物の中間処理施設の設置又は変更	【設置】 ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」敷地面積 9000 m ² 以上又は建築面積 3000 m ² 以上	【増設】 ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」増加する敷地面積 4500 m ² 以上かつ増設後敷地面積 9000 m ² 以上又は増加する建築面積 1500 m ² 以上かつ増設後建築面積 3000 m ² 以上	【更新】 <u>・産業廃棄物の中間処理施設：「事」更新後の敷地面積 9000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積 3000 m²以上</u>
卸売市場の設置又は変更	【設置】 ・卸売市場：「事」敷地面積 10ha 以上／「計」敷地面積 20ha 以上	【増設】 ・卸売市場：「事」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上／「計」増加する敷地面積 10ha 以上かつ増設後敷地面積 20ha 以上	【更新】 <u>・卸売市場：「事」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上／「計」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 20ha 以上</u>
第二種特定工作物の設置又は変更	【設置】 ・第二種特定工作物：「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）	【増設】 ・第二種特定工作物：「事」増加する事業区域面積 20ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上）／「計」増加する事業区域面積 40ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 20ha 以上）	【更新】 <u>・第二種特定工作物：「事」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上）</u>

(更新の対象外とする理由)

3 規模要件を施設の能力で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
発電所の設置又は変更	【設置】 ・火力発電所：「事」出力合計 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」出力合計 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」出力合計 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て	【増設】 ・火力発電所：「事」増加する出力合計 5.625 万 kW 以上かつ増設後出力 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」増加する出力合計 1.125 万 kW 以上かつ増設後出力 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」増加する出力合計 3750kW 以上かつ増設後出力 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て	【更新】 ・火力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>11.25 万 kW 以上</u> ・水力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>2.25 万 kW 以上</u> ・地熱発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>7500kW 以上</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 原子力発電所 現在、都内に該当する施設がない。 </div>
石油貯蔵所の設置又は変更	【設置】 ・石油貯蔵所：「事」貯蔵能力合計 3 万 kL 以上	【増設】 ・石油貯蔵所：「事」増加する貯蔵能力 1.5 万 kL 以上かつ増設後の貯蔵能力合計 3 万 kL 以上	【更新】 ・石油貯蔵所：「事」更新により設置する石油貯蔵所の貯蔵能力合計 <u>3 万 kL 以上</u>
ごみ処理施設の設置又は変更	【設置】 ・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設で、焼却施設、ばいじん又は焼却灰の処理施設、高速堆肥化処理施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設。以下同じ。）：「事」処理施設の種類ごとの処理能力合計 200 t/日以上	【増設】 ・ごみ処理施設：「事」増加する処理施設の種類ごとの処理能力合計 100 t/日以上かつ増設後の処理能力合計 200 t/日以上	【更新】 ・ごみ処理施設：「事」更新により設置する処理施設の種類ごとの処理能力合計 <u>200 t/日以上</u>

事業	新設等	増設等	更新
し尿処理施設の設置又は変更	【設置】 ・し尿処理施設：「事」処理能力合計 100kL/日以上	【増設】 ・し尿処理施設：「事」増加する処理能力合計 50kL/日以上かつ増設後の処理能力合計 100kL/日以上	【更新】 <u>・し尿処理施設：「事」更新により設置する処理施設の処理能力合計 100kL/日以上</u>
自動車駐車場の設置又は変更	【設置】 ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	【増設】 ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」増加する同時駐車能力 500 台以上かつ増設後同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」増加する同時駐車能力 1000 台以上かつ増設後同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	【更新】 <u>・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）</u>

4 規模要件をその他の方法で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
飛行場の設置又は変更	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て 	<p>【滑走路の新設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滑走路の新設又は位置の変更：「事」全て／「計」全て 滑走路の延長：「事」等級の変更を伴うもの又は A 級着陸帯若しくは a 級滑走路の場合については陸上空港等は 500m 以上、陸上ヘリポートは 50m 以上の延長 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て
ふ頭の新設	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふ頭：「事」係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上 		<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふ頭：「事」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上
住宅団地の新設	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅団地：「事」住宅戸数 1500 戸以上／「計」住宅戸数 3000 戸以上 		<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅団地：「事」更新により設置する住宅戸数 1500 戸以上／「計」更新により設置する住宅戸数 3000 戸以上
高層建築物の新築	<p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高層建築物：「事」高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※ 		<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高層建築物：「事」更新により設置する高層建築物の高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※
<p>※ 特定の地域については、高さ 180m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 15 万㎡超（駐車場面積を含む。）</p>			

(更新の対象外とする理由)

5 施設更新の対象外の事業

事業	新設等	増設等	更新
ダムの新築	【新築】 ・ダム:「事」高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上		更新は、想定できない。
堰の新築 又は改築	【新築】 ・堰:「事」湛水面積75ha以上	【改築】 ・堰:「事」増加する湛水面積37.5ha以上かつ改築後湛水面積75ha以上	現在、都内に該当する施設がない。(湛水面積が判明している施設がない。)
湖沼水位調節施設の新築	【新築】 ・湖沼水位調節施設:「事」施設が設置される土地の面積及び施設操作により露出する水底の最大水平投影面積の合計75ha以上		現在、都内に該当する施設がない。
放水路の新築	【新築】 ・放水路:「事」河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの/「計」河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上		現在、都内に該当する施設がない。
ガス製造所の設置 又は変更	【設置】 ・ガス製造所:「事」製造能力合計150万Nm ³ /日以上	【増設】 ・ガス製造所:「事」増加する製造能力合計75万Nm ³ /日以上かつ増設後製造能力合計150万Nm ³ /日以上	現在、都内に該当する施設がない。
石油パイプラインの設置 又は変更	【設置】 ・石油パイプラインの導管(地下に埋設する部分を除く.):「事」15km超	【延長】 ・石油パイプラインの導管(地下に埋設する部分を除く.):「事」延長する部分の長さ7.5km以上かつ延長後の長さ15km以上	現在、都内に該当する施設がない。

一般廃棄物又は産業廃棄物の陸上最終処分場の設置又は変更	【設置】 ・陸上最終処分場：「事」埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m ³ 以上（特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m ² 以上）	【増設】 ・陸上最終処分場：「事」増加する埋立面積5000m ² 以上かつ増設後埋立面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m ³ 以上かつ増設後埋立容量5万m ³ 以上（特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m ² 以上かつ増設後埋立面積1000m ² 以上）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">更新は、想定できない。</div>
埋立て又は干拓	【埋立て又は干拓】 ・「事」埋立て又は干拓面積15ha以上／「計」埋立て又は干拓面積30ha以上		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">更新は、想定できない。</div>
流通業務団地造成事業	【流通業務団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</div>
土地区画整理事業	【土地区画整理事業の施行】 ・「事」事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）／「計」事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）		
新住宅市街地開発事業	【新住宅市街地開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積40ha以上		
工業団地造成事業	【工業団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		
市街地再開発事業	【市街地再開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積20ha以上／「計」施行区域面積40ha以上		

新都市基盤整備事業	【新都市基盤整備事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p> </div>
住宅街区整備事業	【住宅街区整備事業の施行】 ・「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上		
建築物用の土地の造成	【土地の造成】 ・「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>更新は、想定できない。</p> </div>
土石の採取又は鉱物の掘採	【土、砂利、岩石の採取、鉱物の掘採】 ・「事」施行区域面積（工区を分割する場合は全体の区域の面積）10ha 以上		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>更新は、想定できない。</p> </div>
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>規則の定めがない。</p> </div>

諮問第 480 号（東京都環境影響評価制度の見直し） の諮問趣旨について

1 諮問理由

- ・東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、これまでは、条例の新設等の規定を適用して、東京都環境影響評価制度（以下「本制度」という。）の手續を実施してきた。
- ・一方、高度成長期以降に整備した施設等更新期を迎える施設の増加が見込まれるなど、本制度を取り巻く状況の変化が生じている。
- ・本制度の手續は、事業者の一定の負担を伴うことから、施設の更新について対象を明確化するなど、より適切で分かりやすい手續とする必要がある。
- ・よって、本制度の手續の明確化を中心に、条例の改正を含めた本制度の見直しについて、東京都環境影響評価審議会に諮問する。

2 本制度の見直しの視点

(1) 本制度の手續の明確化等

条例の対象事業について、施設の更新があった場合に条例の対象となることを明確化する規定を設けるなど、手續の明確化を中心に、必要な見直しを図る。

(2) その他

そのほか、本制度の運用上の課題について、見直しを図る。

第 19 期東京都環境影響評価審議会委員名簿

区分	氏名	現職	
会長	柳 憲一郎	明治大学教授	
第一部会	部会長	町田 信夫	日本大学名誉教授
	委員	奥 真美	首都大学東京教授
	委員	※小林 一哉	中央大学教授
	委員	小堀 洋美	東京都市大学特別教授
	委員	齋藤 利晃	日本大学教授
	委員	谷川 昇	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター技術参与
	委員	堤 仁美	昭和女子大学専任講師
	委員	※寺島 孝一	元江戸遺跡研究会世話人代表
	委員	平林 由希子	芝浦工業大学教授
	委員	森川 多津子	一般財団法人日本自動車研究所主任研究員
	委員	義江 龍一郎	東京工芸大学学長
第二部会	部会長	平手 小太郎	東京大学教授
	委員	池邊 このみ	千葉大学大学院教授
	委員	池本 久利	一般財団法人日本環境衛生センター 課長
	委員	日下 博幸	筑波大学教授
	委員	坂本 慎一	東京大学生産技術研究所准教授
	委員	佐々木 裕子	国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員
	委員	西川 豊宏	工学院大学教授
	委員	藤倉 まなみ	桜美林大学教授
	委員	宮越 昭暢	国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員

注 1) 委員任期は、平成 29 年 5 月 20 日から平成 31 年 5 月 19 日まで

注 2) ※は両部会を併任する。

注 3) 会長は、両部会に所属する。

環境影響評価制度検討特別部会 委員名簿

区分	氏名	現職	専門分野
部会長	柳 憲一郎	明治大学教授	法律・行政
委員	奥 真美	首都大学東京教授	法律・行政
委員	平手 小太郎	東京大学教授	日影、風環境、景観
部会長代理	藤倉 まなみ	桜美林大学教授	法律・行政
委員	町田 信夫	日本大学名誉教授	騒音・振動

審議の経過

区 分	年 月 日	主な審議事項
審議会（総会）	平成 29 年 12 月 21 日	（諮問第 480 号） 東京都環境影響評価制度の見直しについて諮問
特別部会 （平成 29 年度第 1 回）	平成 30 年 1 月 24 日	「東京都環境影響評価制度の見直し」に係る各検討 事項について
特別部会 （平成 29 年度第 2 回）	平成 30 年 2 月 16 日	「東京都環境影響評価制度の見直し」に係る各検討 事項について
特別部会 （平成 29 年度第 3 回）	平成 30 年 3 月 23 日	東京都環境影響評価制度の見直しの中間のまとめ （案）について
特別部会 （平成 30 年度第 1 回）	平成 30 年 4 月 23 日	東京都環境影響評価制度の見直しの中間のまとめ （案）について